

LPガス価格高騰緊急対策事業（第6回）

（１）一般家庭・飲食店等 （液石法・コミュニティガス）



手続不要

使用量に関わらず定額支援 制度① 値引き事業

- LPガス販売事業者が、令和8年10月分の検針で発生した使用料金（税抜）から
最大1,500円（税抜）を値引き

※ LPガス販売事業者によって、値引きの基準となる検針月が11月検針となる場合があります。
※ 使用料金が1,500円に達しない場合は、その使用料金の範囲内となります。

※ 詳しくはホームページをご覧ください
(<https://www.shimane-lpg-kyufukin.jp/nebiki-jigyou/>)

（２）工業用・農業用、露店等 （高圧ガス保安法／液石法（質量販売））



申請が必要

ガスメーター単位
で申請

制度② 給付金事業（大量消費者）

対象：使用合計量が **75m³を超える** 消費者
給付金額：**20円/m³ × (使用量 - 75m³)**
上限：180万円

※ 要件や申請方法など、詳しくはホームページ（[島根 LPガス 給付金 検索](#)）をご覧ください

個人・法人単位
で申請

制度③ 給付金事業（高圧ガス等）

対象：ガスボンベやタンク等でLPガスを購入している消費者
給付金額：**20円/m³ × 使用量**
上限：60万円/月